

第5回 立命館大学映像学部同窓会定期総会 議案

日時：2019年7月13日（土）15時30分～

会場：立命館大学大阪いばらきキャンパス
立命館いばらき FUTURE PLAZA 1F イベントホール

議題：

- | | | |
|------|-----------------------------|----------|
| 1号議案 | 立命館大学映像学部同窓会 役員選出の件 | ・・・ P.2 |
| 2号議案 | 2017・2018年度同窓会事業報告の件 | ・・・ P.3 |
| 3号議案 | 2017・2018年度同窓会決算および会計監査報告の件 | ・・・ P.7 |
| 4号議案 | 「立命館大学映像学部同窓会会則」の一部改正の件 | ・・・ P.11 |
| 5号議案 | 2019・2020年度同窓会事業計画の件 | ・・・ P.13 |
| 6号議案 | 2019年度同窓会予算の件 | ・・・ P.15 |
| 【参考】 | 立命館大学映像学部同窓会会則 | ・・・ P.17 |

<このページは白紙です>

第1号議案

立命館大学映像学部同窓会 役員選出の件

任期：2019年7月13日～2021年度定期総会まで

会則第7条1項による選出（総会での選出）

会 長 大矢 侑輝 （1期生）再任

会計監査委員 古寺 綾香 （1期生）再任

小松 美歩 （2期生）再任

【参考】

会則第7条3項による選出（幹事会による幹事の互選）

副会長 コックス 祐美 （1期生）

山田 紘太朗 （1期生）

内田 壮哉 （1期生）

常任幹事 塚越 勇太 （3期生）

会計担当 鈴鹿 友周 （7期生）※

※ 会計担当については、本定期総会第4号議案での承認を前提とする。

会則第7条2項による選出（会長による指名）

幹 事 中村 美由・酒本 悠資 （1期生）

中村 有 （2期生）

戸田 奈月 （3期生）

松本 昇太・山崎 あゆみ （4期生）

大本 大祐・永澤 奈穂実 （5期生）

川口 駿・島田 美奈実・古橋 彩帆 （6期生）

上谷 優依 （7期生）

吉田 圭吾・渡辺 香志 （8期生）

末浪 勝己・水口 歩 （9期生）

会則第7条4項による選出（映像学部事務長）

事務幹事 青谷 剛至

会則第7条5項による選出（映像学部長）

顧問 北野 圭介

第2号議案 2017・2018年度同窓会事業報告の件

2017および2018年度、映像学部同窓会では主に下記の事業を実施した。

【2017・2018年度 共通実施】

・ EIZO JUNCTION×キャリアフェアの支援

映像学部生、映像研究科生の活動や取り組みの「今」を学内外に発信するとして企画「ジャンキャリ (EIZO JUNCTION×キャリアフェア)」が実施された。

この企画は「映像学部生発信」「仕事人研究」「つながる」を企画コンセプトに、現役映像学部生の作品上映・展示・発表と、企業等で活躍されている仕事人の方々による講演を交互に行うプログラムとして実施され、活気溢れる内容となった。

同窓会としては、本企画に対する財政的支援として企業と学生の懇親会運営に協力した。

実施日 2017年度：2017年10月21日（土）

2018年度：2018年10月13日（土）

・ ホームページ企画「そういえば、最近どう？」の記事掲載

映像学部卒業生のインタビュー掲載記事「そういえば、最近どう？」について、記事を連載した。同窓会員の近況を報告することで会員はもとより、在学生、受験生などに対しても映像学部生の将来像を具体的に知ってもらえる取り組みとなった。

公開記事 2017年度 オム・ジョンシクさん

2018年度 村中なる美さん・歌川達人さん・山脇航さん

・ 新幹事歓迎会の実施

京都市内で新幹事に指名された方の「新幹事歓迎会」を幹事会として実施した。

実施日 2017年度：2018年3月18日（日）8期新幹事 吉田 圭吾さん

2018年度：2019年3月17日（日）9期新幹事 末浪 勝己さん、水口 歩さん

・ 卒業生への祝辞と記念品の進呈

卒業証書授与式において会長が卒業生・修了生に対して祝辞を述べた。これとともに、新入会員になる卒業生・修了生に記念品を進呈した。

実施日 2017年度：2018年3月20日（火） 記念品：ワインオープナー

2018年度：2019年3月20日（水） 記念品：サーモボトル

・ 周年事業に向けた積立ての実施

以前より引き続き2020年度に実施予定の同窓会10周年記念行事に向けた会計上の積立てを両年度とも行った。

・ オール立命館校友大会への参加について

各年度に開催されたオール立命館校友大会について、各年度にて映像学部同窓会として、幹事会メンバーが参加し、他学部同窓会役員との情報交換を行い、懇親を深めた。

実施日 2017年度：【京都開催】2017年10月21日（土）

参加者：大矢 侑輝 会長

2018年度：【仙台開催】2018年10月20日（土）

参加者：内田 壮哉 副会長、塚越 勇太 常任幹事

・ ゼミ支援制度による支援

ゼミ生同士が同窓会を開催し、懇親を深めることでタテ・ヨコのつながりを構築することに対する支援を行った。

【2017年度のみ実施】

・ 同窓会定期総会の開催

会則第9条に基づき、2年に1回開催する定期総会を開催の上、各議案の審議を行った。

実施日 2017年7月8日（土） 会場 立命館大学 東京キャンパス

・ 映像学部設立10周年記念行事への参加

2017年度に映像学部設立10周年を迎えたことを記念し、催された設立10周年記念行事において、映像学会と共催で企画を実施した。

同窓会員と在学生それぞれから放映時間の異なる3部門それぞれで「バズる映像」をテーマに作品を募集し、それぞれ対決形式で作品披露を行った。

結果としては、3部門すべてで同窓会員の作品が勝利し、同窓会としての矜持を見せることとなり、場は盛り上がった。

同窓会のみで完結する企画ではなく、在学生と共同で実施する企画としては、初めての試みとなった。

実施日 2017年11月11日（土）

・ サークル活動企画の実施

同窓会員でのタテとヨコのつながりを形成するきっかけづくりとして、「サークル活動企画」をいくつかの具体的な企画とともに立案したものの、残念ながら実施までには至らなかった。今後の具体的な活動については、検討を行うものとする。

【2018年度のみ実施】

・ 映像学部同窓会費過徴収金の返還処理

立命館大学では、4回生の学費請求時に合わせて、映像学部同窓会の終身会費の請求を行っている。その際、休学・復学に伴い4回生として複数の年度にまたがって在学していた場合に、会費を複数回徴収していたことが判明した。また、映像学部同窓会では、会員資格を卒業生としていることから、会費納付後に退学・除籍となった場合は、会費を返還すべきところ返還ができていないことも判明した。

これらの過徴収金について、対象者へ「立命館大学映像学部同窓会費に関するお詫びと過徴収金の返還のご案内」を郵送し、返還請求書の提出があった方へ返還処理を行っている。また、過徴収金については、特別会計として通常予算とは分けて管理することとしている。

今後も、会費納付後に退学・除籍となった場合は、会費を返還する必要があることから、大学の方針にそって対応することとする。

以 上

<このページは白紙です>

第3号議案 2017・2018年度同窓会決算および会計監査報告の件

2017年度 映像学部同窓会決算書

収入の部

費目	予算	決算	備考
前年度繰越	2,979,469	2,979,469	
会員会費	1,680,000	1,590,000	2017年度 1号会員 158名 (=4回生人数) 2号会員 0名 (他大出身M2) 3号会員 1名 (特別承認)
雑収入	1,000	25	銀行利息
懇親会費	200,000	58,000	2千円×29名
計	4,860,469	4,627,494	

支出の部

分類	費目	予算	決算	備考
会員向け 事業費用	総会費用	575,000	528,388	総会運営費 総会案内 懇親会場費
	ゼミ同窓会 支援	140,000	20,648	2回開催 (細井ゼミ、富田ゼミ)
	校友大会	50,000	11,762	オール立命館校友大会 会長出席
	特別会計繰入 (周年事業)	500,000	500,000	2017年度期初残高 917,928円 2017年度期末残高 1,417,928円
在学生向け 事業費用	卒業式関連	250,000	192,642	卒業記念品 会長・幹事出席交通費
	キャリア支援	150,000	150,000	ジャン×キャリア補助 150千円
運営費用	幹事会運営	400,000	781,954	幹事会交通費等
	事務費	10,000	0	
	委託費	30,000	0	
	予備費	10,000	413,474	ハズる企画賞金 学部10周年参加交通費 新幹事歓迎会費
計		2,115,000	2,598,868	

単年度収支	-950,843
2018年度へ繰越	2,028,626
特別会計期末残高	1,417,928

監査報告書

2017年度の立命館大学映像学部同窓会の決算にあたり、帳簿、証票、銀行預金通帳を監査した結果、適正に処理、記載されていると認める。

以上

2018年 5月

立命館大学映像学部

会計監査委員

古寺 毅彦 

監査報告書

2017年度の立命館大学映像学部同窓会の決算にあたり、帳簿、証票、銀行預金通帳を監査した結果、適正に処理、記載されていると認める。

以上

2018年 5月

立命館大学映像学部

会計監査委員

小松 美歩 

第3号議案 2017・2018年度同窓会決算および会計監査報告の件

2018年度 映像学部同窓会決算書

収入の部

費目	予算	決算	備考
前年度繰越	2,028,626	2,028,626	
会員会費	1,840,000	1,700,000	2018年度 1号会員 165名 (=4回生人数) 2号会員 5名 (他大出身M2)
雑収入	1,000	25	銀行利息
計	3,869,626	3,728,651	

支出の部

分類	費目	予算	決算	備考
会員向け 事業費用	総会費用	0	0	総会不開催年度 (次回2019年度)
	ゼミ同窓会 支援	160,000	58,810	中村ゼミ、細井ゼミ
	校友大会	50,000	80,214	オール立命館校友大会出席 (仙台開催)
	特別会計Ⅰ 繰 入 (周年事業)	500,000	500,000	単年度50万円積立 2018年度期首残高 1,417,928円 2018年度期末残高 1,917,928円
在学生向け 事業費用	卒業式関連	250,000	232,548	卒業記念品 会長・幹事出席交通費
	キャリア支援	150,000	150,000	ジャン×キャリア補助 150千円
運営費用	幹事会運営	400,000	270,894	幹事会交通費等
	事務費	10,000	0	
	委託費	30,000	0	
	特別会計Ⅱ 繰 入 (会費返還)	610,000	500,000	2018年4月25日までの 過徴収：11件 非会員：39件
	予備費	50,000	59,400	新幹事歓迎会
計		2,210,000	1,851,866	

単年度収支	-151,841
2019年度へ繰越	1,876,785
特別会計Ⅰ 期末残高	1,917,928
特別会計Ⅱ 期末残高	450,000

●特別会計Ⅰ 周年事業積立

2018年度期首残高	1,417,928
2018年度繰入額	500,000
2018年度執行見込	0
2018年度期末残高見込	1,917,928

●特別会計Ⅱ 会費返還

2018年度期首残高	0
2018年度繰入額	500,000
2018年度執行見込	50,000
2018年度期末残高見込	450,000

監査報告書

2018年度の立命館大学映像学部同窓会の決算にあたり、帳簿、証票、銀行預金通帳を監査した結果、適正に処理、記載されていると認める。

以上

2019年 6月

立命館大学映像学部

会計監査委員

古寺 綾香 

監査報告書

2018年度の立命館大学映像学部同窓会の決算にあたり、帳簿、証票、銀行預金通帳を監査した結果、適正に処理、記載されていると認める。

以上

2019年 6月

立命館大学映像学部

会計監査委員

小松 美歩 

第4号議案 立命館大学映像学部同窓会会則の一部改正の件

現行の会則が運営実態に則さない部分が出してきたため、今後も安定的かつ継続的に同窓会運営を行うため、会則の一部改正を実施する。

・ 会計担当の設置

同窓会の組織規模が拡大してきたことに伴い、これまで以上に適切な経費執行が必要となる。これに伴い、これまで、経費執行の管理を事務幹事に一任していたが、新たに会計担当を設置することで同窓会運営の拡充を図るものとする。上記内容は第7条3項の内容を変更することを主として対応を行う。

	現行	改正後
内容	(役員) 第6条 本会は次の役員を置く。 (1) 会長 1名 (2) 副会長 若干名 (3) 常任幹事 若干名 <略> (7) 顧問 若干名	(役員) 第6条 本会は次の役員を置く。 (1) 会長 1名 (2) 副会長 若干名 (3) 常任幹事 若干名 <u>(4) 幹事</u> 卒業または修了年次ごとに、若干名 <u>(5) 会計担当 若干名</u> <u>(6) 事務幹事 1名</u> <u>(7) 会計監査委員 2名</u> <u>(8) 顧問 若干名</u>
	第7条3項 副会長および常任幹事は、 (以下略)	第7条3項 副会長、 <u>常任幹事および会計担当</u> は、 (以下略)
	第8条 (3) 常任幹事は (以下略) (4) 幹事は、(以下略)	第8条 (3) 常任幹事は (以下略) <u>(4) 会計担当は、本会の活動に際し、適切な経費執行の管理を行う。</u> <u>(5) 幹事は、(以下略)</u>
	第12条 4 日常的な経費執行は事務局長の判断によるものとする。	第12条 4 日常的な経費執行は <u>会計担当の管理の下、事務幹事が行うものとする。</u>

* 上記表の改正後の欄中下線部が改正箇所。

<このページは白紙です>

第 5 号議案 2019・2020 年度同窓会事業計画の件

2019 年度と 2020 年度、映像学部同窓会では主に下記の事業を実施する。

- ・ **同窓会懇親会の開催**

2019 年 7 月 13 日（本日）定期総会後に大阪いばらきキャンパスイベントホール（定期総会と同会場）において、同窓会懇親会を実施する。

- ・ **同窓会 10 周年記念企画の実施**

2020 年度に映像学部同窓会が設立 10 周年を迎えることを記念し、企画を実施する。詳細等については、幹事会で検討の上、同窓会員に参加を呼びかける。

- ・ **在学生の支援**

2019 年 10 月 19 日（土）に「ジャンキャリ（EIZO JUNCTION×キャリアフェア）」の実施を映像学部で予定しているが、この企画における在学生向けの援助として、同窓会から支援を行う。

- ・ **卒業生（新入同窓会員）の歓迎**

同窓会新入会員の歓迎として、卒業証書授与式において、会長による祝辞と記念品を進呈する。

- ・ **新幹事歓迎会の実施**

2020 年 3 月に 10 期生の新幹事、2021 年 3 月に 11 期生の新幹事に指名される方の「新幹事歓迎会」を実施する。

- ・ **ゼミ支援制度による支援**

ゼミ生同士が同窓会を開催し、懇親を深めることでタテ・ヨコのつながりを構築することに対する支援を行う。

- ・ **同窓会公式ホームページの充実**

同窓会公式ホームページにおいて、原則として同窓会員を対象としたインタビュー企画「そういえば、最近どう？」の連載を引き続き行う。今後は個人インタビュー以外の形式での記事作成と掲載を行うことで内容の拡充を図るものとする。

・ **オール立命館校友大会への参加について**

オール立命館校友大会 2019（開催予定地：京都）と 2020（開催予定地：未定）に映像学部同窓会として代表者が参加し、他学部同窓会役員等との情報交換と懇親を行う。

・ **同窓会サークル活動の実施**

同窓会員が主催するサークル活動に関し、同窓生同士の日常的な繋がりを構築するために、そのメンバー募集や企画告知等の広報において会の FB などを活用した協力を行う（財政的支援は行わない）。

以 上

第6号議案 2019年度同窓会決算および会計監査報告の件

収入の部

費目	予算	決算	備考
前年度繰越	1,876,785		
会員会費	1,460,000		2019年度 1号会員 140名 (=4回生人数) 2号会員 6名 (他大出身M2)
雑収入	1,000		銀行利息
懇親会費	200,000		校 友：3,000円×60名 在 学 生：1,000円×20名
計	3,537,785	0	

単年度収入 1,661,000 0

支出の部

分類	費目	予算	決算	備考
会員向け 事業費用	総会費用	575,000		総会運営費 総会案内 懇親会
	ゼミ同窓会 支援	160,000		
	校友大会	50,000		オール立命館校友大会出席 (京都開催)
	特別会計Ⅰ繰 入 (周年事業)	500,000		単年度50万円積立 2019年度期首残高 1,917,928円 2019年度期末残高 2,417,928円
在学生向け 事業費用	卒業式関連	250,000		卒業記念品 会長・幹事出席交通費
	キャリア支援	150,000		ジャン×キャリア補助 150千円
運営費用	幹事会運営	400,000		幹事会交通費等
	事務費	10,000		
	委託費	30,000		
	特別会計Ⅱ繰 入 (会費返還)	40,000		過徴収分 2018年4月26日以降 非会員：4名
	予備費	50,000		新幹事歓迎会
計		2,215,000		

単年度収支	-554,000
2020年度へ繰越	
特別会計Ⅰ期末残高	
特別会計Ⅱ期末残高	

●特別会計Ⅰ 周年事業積立

2019年度期首残高	1,917,928
2019年度繰入額	500,000
2019年度執行見込	0
2019年度期末残高見込	2,417,928

●特別会計Ⅱ 会費返還

2019年度期首残高	450,000
2019年度繰入額	40,000
2019年度執行見込	
2019年度期末残高見込	

<このページは白紙です>

立命館大学映像学部同窓会会則

(名称)

第1条 本会は、立命館大学映像学部同窓会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、その事務所を立命館大学映像学部事務室に置く。

(目的)

第3条 本会は、会員相互、会員と在学生、および学部・研究科構成員相互の親睦・交流を図るとともに、立命館大学校友会の活動と連携しつつ、母校ならびに映像学部・映像研究科の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 定例総会または臨時総会の開催
- (2) 会員相互ならびに映像学部在学生とのネットワークを形成するための企画実施
- (3) 会員相互および母校との連絡および広報活動
- (4) ゼミ同窓会活動等への支援
- (5) 講演会、講座、その他の文化的活動
- (6) 就職活動支援など、在学生への支援ならびに交流事業
- (7) その他、本会の目的を達成するために必要な事業で、幹事会が適当と認めた事業

(会員)

第5条 本会の会員は一般会員と賛助会員とする。

- 2 一般会員は、以下の各項に該当し、会費を納入したものとする。ただし、学部ならびに研究科の中途退学者であっても、会員の推薦があり幹事会の承認を得たものは、会員になることができる。
 - (1) 立命館大学映像学部の卒業生
 - (2) 立命館大学大学院映像研究科の修了者
 - (3) 幹事会が一般会員資格を授与することが適当であると認めたもの
- 3 賛助会員は、以下の各項に該当するものとする。
 - (1) 立命館大学映像学部または同大学大学院映像研究科に所属する教員または事務室職員
 - (2) 過去に立命館大学映像学部または同大学大学院映像研究科に所属した教員または事務室職員
- 4 会員が本会の目的を妨げる行為を行った場合、常任幹事会承認のうえ、会長はこれを除名することができる。

(役員)

第6条 本会は次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名

- (3) 常任幹事 若干名
- (4) 幹事 卒業または修了年次ごとに、若干名
- (5) 事務幹事 1名
- (6) 会計監査委員 2名
- (7) 顧問 若干名

(役員を選出および任期)

第7条 会長、会計監査委員および名誉会長は、総会において選出し、任期は2年とする。
ただし、再任は妨げない。なお、会長は会員より選出する。

- 2 幹事は会長の指名により選出し、任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 副会長および常任幹事は、幹事会において幹事の互選により選出し、任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 4 事務幹事は、映像学部事務長とする。
- 5 顧問は、各項に該当するものとする。
 - (1) 映像学部長
 - (2) 会長経験者
 - (3) 幹事会が特に認めて選任したもの

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その仕事を代行する。
- (3) 常任幹事は、会長、副会長を補佐し、会務の企画、会務の執行を行う。
- (4) 幹事は、会務の企画等を審議、執行する。
- (5) 事務幹事は、会務の執行を補佐する。
- (6) 会計監査委員は、本会の会計を監査し、その適否を総会に報告する。
- (7) 顧問は、本会の活動に関し随時助言を行い、その活動を援助する。

(総会)

第9条 定期総会は2年に1回開催することを原則とする。

- (1) 総会の開催は、幹事会が決定する。
- (2) 総会は、事業方針の承認、計算書類の承認、その他重要事項を決定する。
- (3) 常任幹事会が必要と認めたときは、臨時総会を開催することができる。

(幹事会)

第10条 幹事会は、幹事および事務幹事をもって構成し、会長がこれを召集する。

- 2 幹事会は、本会の業務執行を決定する。

(常任幹事会)

第11条 常任幹事会は、会長、副会長、常任幹事、事務幹事をもって構成し、会長がこれを召集する。

- 2 常任幹事会は、幹事会に提案する事項の審議、幹事会の決定にもとづく会務の執行をする。

(会計)

第12条 本会の収入は、会費、寄付金、その他の収入からなるものとする。

2 本会の会費は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 一般会員 終身会費 1万円
- (2) 賛助会員 免除

3 前号1項の会費は次の各号に定める方法により徴収する。

- (1) 第5条2項1号により会員となるものの会費は、映像学部卒業年次に徴収する。
- (2) 第5条2項2号により会員となるものの会費は、映像研究科修了年次に徴収する。
ただし、第5条2項1号の会員で、映像学部卒業年次に既に徴収しているものは、重ねて徴収しない。
- (3) 第5条2項3号により会員となるものの会費は、入会時に徴収する。

4 前号1項および2項の会費徴収方法は当該年度の学費納入時に代理徴収により行うものとする。

5 日常的な経費執行は映像学部事務長の判断によるものとする。

6 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月末日までとする。

7 定期総会がない年度の会計報告は会計監査委員による監査の上、ホームページ等の広報媒体で報告し、翌年度の定期総会で承認を受けるものとする。

(事務局)

第13条 本会の事務を円滑に遂行するため、事務幹事は会長の承認を得て、若干名の事務局員を雇用することができるものとする。

2 本会の会務執行支援のため、事務幹事は会長の承認を得て、映像学部同窓会事務局運営委員会を置くことができる。

3 映像学部同窓会事務局運営委員会は映像学部教員から選出された委員で構成され、事務幹事がこれを召集する。

(改廃)

第14条 この会則の改廃は、総会の議を経るものとする。

附則

本会則は、2011年3月22日より施行する。

附則

第12条5項の規定に関わらず、2011年度の会計年度は2011年3月22日より2012年3月31日までとする。

附則(2013年7月21日 役員の出選方法の変更に係る、第7条の一部改正)

この会則は、2013年7月21日より施行する。